

70歳以上の
皆さまへ

平成30年8月から

高額療養費の上限額が変わります

高額療養費
制度とは

1か月(同じ月内)に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、被保険者の所得に応じて決まっています。平成30年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

平成30年7月まで

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 《多数回44,400円※》
一般	14,000円 [年間上限 14万4,000円]	57,600円 《多数回44,400円※》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

平成30年8月から

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	Ⅲ(課税所得 690万以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 《多数回140,100円※》
	Ⅱ(課税所得 380万以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 《多数回93,000円※》
	Ⅰ(課税所得 145万以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《多数回44,400円※》
一般	18,000円 [年間上限 14万4,000円]	57,600円 《多数回44,400円※》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限額が下がります。

高額療養費の
申請について

国民健康保険にご加入の方

高額療養費に該当された場合は、診療月の2~3か月後に役場から申請書をお送りします。その都度、申請が必要です。

後期高齢者医療にご加入の方

高額療養費に初めて該当されると、奈良県後期高齢者医療広域連合から申請書が送られてきます。一度手続きをすると、その後は該当するたび自動的に振り込まれます。

国民健康保険 第2期 **納期限 8月31日(金)**

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いいたします。

納期限までのご入金をお願いいたします。



児童扶養手当・特別児童扶養手当 **現況届の受付が始まります**

● 児童扶養手当とは

死亡・離婚・1年以上生死不明・拘禁等の理由で、父又は母と別れて生活している児童を養育している方。あるいは父又は母が重度の心身障害(身障手帳1・2級の一部)の状態にある児童を養育されている方に支給されます。

● 特別児童扶養手当とは

心身に重度(身障手帳1・2級、療育手帳A)あるいは、中程度(身障手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部)の障害のある20歳未満の児童を養育されている方に支給されます。

※ただし、支給要件に該当しても、請求者が所得制限を超えている場合や、請求者または児童が年金を受給している、児童が福祉施設に入所している場合等で手当が支給できない場合があります。

● 提出期限

現在児童扶養手当を受けられている方は**8月1日～8月31日**までに、特別児童扶養手当を受けられている方は**8月10日～9月11日**までに(いずれも土・日を除く)現況届を提出してください。

● 届に必要なもの

印鑑・手当証書(受給者全員)・世帯全員の住民票の写し(児童扶養手当受給者のみ)・別途郵送により通知する書類

年金相談にはぜひご予約を！

日本年金機構では年金の予約相談を実施しています

◆日本年金機構の全国の年金事務所では、年金請求手続きや年金相談について、事前予約を行っています。

◆高齢年金や遺族年金、障害年金の請求手続き、将来の見込額、年金受給者の死亡手続き、その他年金受給に関するご相談につきましては、お待たせ時間の少ない「予約相談」をご利用ください。

◆予約方法

お近くの年金事務所へ直接連絡するか、

相談予約受付専用ダイヤル 0570-05-4890

(050から始まる電話からは 03-6631-7521)

受付時間 月～金曜日(平日)

8時30分～5時15分まで

※土、日、祝日と12月29日～1月3日は利用できません。

◎予約相談希望日の1ヶ月前から受付しています。

◎申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

◆お問い合わせ先

吉野町役場 町民課 NTT…(32)3081 IP直通…(39)9063

- ・国民健康保険に関すること…内線123・125 ・後期高齢者医療に関すること…内線122・124
- ・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関すること…内線122・124
- ・国民年金に関すること…大和高田年金事務所 0745(22)3531、町民課年金担当 内線122・124

お家について考えよう!

VOL.5

吉野町上市移住定住促進支援センターでは、空き家をお持ちの方や空き家になる可能性のある所有者の方から様々な相談を受けます。

相談例



Q. お家を貸したいのですが、貸し方や入居者について知りたいです。

A. 移住希望者の方からの問い合わせは多く、吉野町上市移住定住促進支援センターでは移住者とお家のマッチングを行っております。お家を案内する前に、移住希望者がお家・地域に合う方かどうかお家を案内する前に事前にお話を伺って所有者様にもご相談致します。

詳しく、空き家相談員近藤さんに聞いてみましょう!



相談員
近藤

クボちゃん

① 移住希望者の対応

クボ 空き家所有者様からすると、どんな人がそこに住むのか気になりますよね。上市移住定住促進支援センターではどのような対応をしていますか？

近藤 移住希望者の方と話す時に注意してお聞きしている事は、②ご近所の方との付き合いをしっかりとっていたらどうか、④田舎の不便さを理解していただけるか、⑤収入がある程度あるか、などです。

クボ ②はなぜお聞きするのですか？

近藤 田舎の地域では、ご近所付き合いをしていなかったり、自治会に入会しないとなると、入居者様とご近所の方とのコミュニケーションが取れなかったり、地域の情報が入ってこなかったりとトラブルの原因になります。お互い地域に住んでいる方がどんな人か分かれば、安心して暮らせますよね。

クボ ④田舎の不便とは？

近藤 近年、テレビなどで田舎暮らしに心が集まり、田舎暮らし専門雑誌もあるほどです。行政も移住促進を進めています。都会から移り住み始めると、『思い描いていた生活と違う』『田舎にきたのに、都会に住んでいた時より生活にお金がかかる』『不便

過ぎる』など田舎の厳しさを知って、長続きしないケースがあります。

クボ 今現在も下水が通っていないかったり、生活の面でも不便はありますね。その地域の良い所と不便な所を理解してくださる方に来ていただきたいですね。

近藤 事前に地域の特徴や交通面などもお話しています。また⑤に関連しますが、移住してから仕事を探される方も多くいますので、まずは仕事を探していただいています。引越した後で探しても仕事が見つからない場合、家賃が払えない可能性もあります。そうならないよう収入面も伺っています。

① 賃貸契約の仕方

クボ 所有者様は、契約について不慣れで、不安な方もいらっしゃると思いますが…。

近藤 入居者様と所有者様の直接契約の場合もありますが、所有者様が遠方だったり、やり取りが面倒に思われる方はサブリースという契約方法があります。簡単に言うと又貸しのような状態で入居者様と所有者様の間に吉野町空き家バンクの業務を委託している空き家コンシェルジュが入り、トラブルがあった場合、双方の間に入り、サポートを行っております。(詳しくは下記まで)

吉野町上市移住定住促進支援センター 吉野町上市182 TEL (39) 9030 (定休日:水・日)

上市スタンド出店情報

吉野町では空き家や空き店舗を活用し、地域の賑わいをつくる目的で上市にある空き店舗を活用したチャレンジショップ『上市スタンド』の運営をNPO 法人空き家コンシェルジュに委託しています。『上市スタンド』は上市郵便局前の旧わたなべ呉服店の場所にあります。

わたなべさん所～実験食堂～

出店日 8/27(月)

営業時間 11:00～12:30すぎ



出店レポート

吉野町社会福祉協議会主催のわたなべさん所にいなり寿司とサラダなどを出品してレジを手伝っています。作りながら買ってくださった方の口に合うといいなとの思いながら作っております。人に食べてもらう物を作るととても勉強になります。またこの空間の賑わいがとても楽しく、開催日を楽しみにしております。わたなべさん所では一品から作ってくださる方も募集しております。詳しくは吉野町社会福祉協議会にご連絡ください。作る励みや参考になりますので、購入した物の感想などもお待ちしております。ぜひスタッフにお伝えください。



出店者様募集!!

『上市スタンド』では新規出店者様を募集しております。起業に向けての町民の方へのアピールの場・習い事の発表の場など、色々な場として利用して頂けます。

出店の詳しい内容につきましてはお問い合わせ下記の連絡先までご連絡ください。

お問い合わせ NPO法人空き家コンシェルジュ 吉野事務所 電話 (39) 9030 (9:00～17:00 定休日:水・日)



「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加します

ご不要の携帯電話・スマートフォンをお持ちください

プロジェクトのHP (www.toshi-kouzan.jp) →「都市鉱山 リサイクル」で検索

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不要になった小型家電に含まれるリサイクル材が活用されることになりました。

吉野町は「不要となった携帯電話、スマートフォンのリサイクル」でこのプロジェクトに参加します。



【回収ボックス設置場所】 吉野町役場飯貝庁舎

【回収について】

- ◆メダルプロジェクトに参加している認定業者に依頼します。
 - ◆回収品は、セキュリティ等の審査を受けた国の認定工場です。安全に処理を行います。
- (注)回収できるのは、携帯電話・スマートフォンの本体のみです。本体のデータ等はあらかじめ削除してください。

回収ボックスは2019年春頃まで設置の予定です。身近なところからリサイクルに取り組める機会です。ぜひご協力をお願いします。

浄化槽をご使用の皆様へ！

清掃は →お問い合わせ 吉野町役場
暮らし環境整備課 環境対策室まで

- 毎年1回、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。
※全ばっき方式の既存単独処理浄化槽にあつては、おおむね6か月ごとに1回以上。
- 浄化槽の機能を維持するため、スカムや汚泥を引き抜き、付属装置等を洗浄し掃除します。

保守点検は

→お問い合わせ 奈良県景観・環境総合センターまで
〒633-0062 桜井市粟殿1000
Tel.0744(47)3805

- 毎年3回以上、登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施してください。
- 保守点検業者等の維持管理に関するお問い合わせは、奈良県景観・環境総合センターまでご連絡ください。
- 浄化槽の保守点検は主な内容
・消毒剤の点検補給 ・汚泥の調整移送
・ブロワの点検 ・機能の診断 ・水量、水質の測定

11条検査は (水質検査等)

→お申し込み 社団法人 奈良県環境保全協会
〒635-0095 大和高田市大和18-4 YBBビル2F
Tel.0745(22)5161

家庭でできる排水対策は…

川や湖をきれいにするために、私たちが家庭でできることを実施し、身近なところから汚れの原因となるものを流さないように心がけましょう。

台所で

流し台

- ・ごみはこまめに取り除きましょう。
- ・排水口には水切り袋や使えなくなったストッキングなど細かい網をつけましょう。

食用油

- ・できるだけ使い切りましょう。
- ・あまった油は流しに流さず新聞紙や布にしみこませるなどしてごみとしてしましょう (吉野町では、平成22年7月より食用油回収を実施しています)。

調理

- ・料理はあまらないように作りましょう。
- ・煮汁は工夫して使い切りましょう。
- ・米のとぎ汁は庭や植木にまくようにしましょう。
- ・調理くず・食べ残しは肥料にする方法もあります。

食器洗い

洗濯で

洗剤

- ・鍋・食器のよごれは古新聞や、ゴムべらなどでふき取ってから洗いましょう。
- ・洗剤は適正に使用しましょう。
- ・計量スプーンなどで量って適量を使いましょう。
- ・洗剤は自然にかえりやすいものを使いましょう。

地域で

水路

- ・身近な水路や河川を定期的に掃除しましょう。

みなさん一人ひとりの協力できれいな水を目指しましょう！